

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
がと
る日
の翌日)

目 次

◇規 則

- 鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則(広報文書課)
- 鳥取県立公文書館管理規則の一部を改正する規則(〃)
- 鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則(社会課)
- 鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則(児童家庭課)
- 鳥取県立鳥取療育園管理規則の一部を改正する規則(〃)
- 鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則(医務課)
- 鳥取県立精神保健センター管理規則の一部を改正する規則(健康対策課)
- 貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(商工指導課)
- 鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部を改正する規則(農地経済課)
- 鳥取県立営農研修館管理規則の一部を改正する規則(農業改良課)
- 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則(〃)
- 鳥取県立園芸技術研修所管理規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

- 一 土曜日における発送文書の広報文書課への提出期限に関する規定を削除することとした。(第三十六条関係)
- 二 土曜日等における文書の管理については、別に定める守衛の服務に関する規程によるものとする(第四十条関係)
- 三 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立公文書館管理規則の一部を改正する規則

- 一 県立公文書館の土曜日の開館時間に関する規定を削除することとした。(第二条関係)
- 二 すべての土曜日を県立公文書館の休館日とすることとした。(第三条関係)
- 三 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

(農蚕園芸課)

鳥取県立畜産技術研修所管理規則の一部を改正する規則(畜産課)

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則(管理課)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

◇鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

- 一 県立消費生活センターの土曜日の開所時間に関する規定を削除することとした。(第二条関係)
- 二 すべての土曜日を県立消費生活センターの休所日とすることとした。(第三条関係)
- 三 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

- 一 新たに土曜日を県立保育専門学院の休業日とすることとした。(第五条関係)
- 二 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立鳥取療育園管理規則の一部を改正する規則

- 一 すべての土曜日を県立鳥取療育園の休園日とすることとした。(第二条関係)
- 二 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

- 一 新たに土曜日を県立鳥取看護専門学校及び県立倉吉総合看護専門学校の休業日とすることとした。
- 二 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立精神保健センター管理規則の一部を改正する規則

- 一 県立精神保健センターの土曜日の開所時間に関する規定を削除することとした。(第二条関係)
- 二 すべての土曜日を県立精神保健センターの休所日とすることとした。(第三条関係)
- 三 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 一 すべての土曜日を貸金業者登録簿の閲覧ができない日とするとともに、土曜日の閲覧時間に関する規定を削除することとした。(第四条関係)
- 二 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部を改正する規則

- 一 県立農村総合研修所の土曜日の勤務時間に関する規定を削除することとした。(第二条関係)
- 二 新たに土曜日を県立農村総合研修所の休所日とすることとした。(第三条関係)
- 三 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立営農研修館管理規則の一部を改正する規則

- 一 すべての土曜日を県立営農研修館の休館日とすることとした。(第二条関係)

二 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

一 すべての土曜日を県立農業大学校の休業日とすることとした。
(第五条関係)

二 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立園芸技術研修所管理規則の一部を改正する規則

一 すべての土曜日を県立園芸技術研修所の休業日とすることとした。
(第五条関係)

二 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県立畜産技術研修所管理規則の一部を改正する規則

一 すべての土曜日を県立畜産技術研修所の休業日とすることとした。
(第五条関係)

二 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

一 測量業者登録簿閲覧所の土曜日の閲覧時間に関する規定を削除することとした。
(第二条関係)

二 すべての土曜日を測量業者登録簿閲覧所の定期休日とすることとした。
(第三条関係)

三 この規則は、平成四年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 次の手数料を新たに徴収することとした。
(別表関係)

- | | | |
|----|---------------------------|-------|
| 1 | 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料 | 九万七千円 |
| 2 | 一般廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請手数料 | 九万千円 |
| 3 | 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 | 七万三千円 |
| 4 | 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 | 六万六千円 |
| 5 | 産業廃棄物処分業許可申請手数料 | 九万千円 |
| 6 | 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 | 八万五千円 |
| 7 | 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 | 六万五千円 |
| 8 | 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 | 八万二千円 |
| 9 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 | 七万三千円 |
| 10 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 | 六万七千円 |
| 11 | 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 | 九万三千円 |
| 12 | 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 | 八万六千円 |
| 13 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 | 六万五千円 |
| 14 | 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 | 八万三千円 |
| 15 | 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料 | 九万七千円 |

16 産業廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請手数料
九万千円

17 産業廃棄物再生事業者登録申請手数料
三万三千元

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十四号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項中「平日にあつては」及び「土曜日にあつては午前十時十五分」を削る。

第四十条中「及び」の下に「土曜日、」を、「休日」の下に「並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日」を加える。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県立公文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県立公文書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立公文書館管理規則（平成二年九月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（土曜日にあつては、正午）」を削る。

第三条第一項第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立消費生活センター管理規則（昭和四十六年三月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（土曜日については、九時から十二時まで）」を削る。

第三条第一項第二号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和五十三年三月鳥取県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「日曜日」の下に「及び土曜日」を加える。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県立鳥取療育園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

鳥取県立鳥取療育園管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取療育園管理規則（平成元年四月鳥取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「日曜日」の下に「及び土曜日」を加える。

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「日曜日」の下に「及び土曜日」を加える。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県立精神保健センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県立精神保健センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立精神保健センター管理規則(平成三年九月鳥取県規則第四十九

号)の一部を次のように改正する。

第二条中「(土曜日にあつては、正午)」を削る。

第三条第一項第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年十一月鳥取県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を削り、同項第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十二号

鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農村総合研修所管理規則（昭和五十九年九月鳥取県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（土曜日にあつては、正午）」を削る。

第三条第一項第一号中「日曜日」の下に「及び土曜日」を加える。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県立営農研修館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県立営農研修館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立営農研修館管理規則（昭和五十年七月鳥取県規則第四十三号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十四号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県立園芸技術研修所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

鳥取県立園芸技術研修所管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立園芸技術研修所管理規則（昭和五十年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県立畜産技術研修所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

鳥取県立畜産技術研修所管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立畜産技術研修所管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則（昭和三十七年四月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を削る。

第三条第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第七十八号から第八十号までを次のように改める。

七十八 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料 九万七千円

七十九 一般廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請手数料 九万千円

八十 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 七万三千円

別表第八十号の次に次の十四号を加える。

八十の二 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 六万六千円

八十の三 産業廃棄物処分業許可申請手数料 九万千円

八十の四 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 八万五千円

八十の五 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 六万五千円

八十の六 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 八万二千元

八十の七 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 七万三千元

八十の八 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 六万七千元

八十の九 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 九万三千元

八十の十 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 八万六千元

八十の十一 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 六万五千円

八十の十二 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 八万三千元

八十の十三 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料 九万七千円

八十の十四 産業廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請手数料 九万千円

八十の十五 廃棄物再生事業者登録申請手数料 三万三千元

附 則

この規則は、公布の日から施行する。